

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

『LPガス料金』の特別措置について

— LPガス料金の支払期日等の延長を実施 —

当社エネジン株式会社（代表取締役：藤田 源右衛門）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、ガス料金等の特別措置を実施する方針を発表しました。

これを受けまして、当社は、取扱いの主商品であるLPガス料金について、以下の特別措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等により、**各県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方**で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様。

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月の検針分（料金計算分）の料金の支払期日を、1か月間延長します。

3. 特別措置のお申込み方法

当社担当部署・営業所まで、お電話にてお申込みください。

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客様に限ります。

静岡県社会福祉協議会発行の「貸付決定通知書」が必要となります。

4. 受付開始日

2020年4月1日（水）

以上